

庄原市物品購入等の入札参加等資格受付 Q & A 集

＜全体事項＞

問 1. この申請をしないとどうなりますか？

答 1. この申請をされない業者につきましては、庄原市側で営業の実態等が把握できないこととなり、庄原市が実施する物品購入等の入札や見積競争に参加いただけないということになります。

このため、庄原市が実施する物品購入等の入札や見積競争への参加を希望される方につきましては、今回必ず申請をしてください。

なおこれまで庄原市から物品購入等の入札や見積競争について、指名をされたことがある業者につきましても、今回確実に申請をしてください。

問 2. 申請期間や方法はありますか？

答 2. 令和 5 年 1 1 月 6 日(月)～令和 6 年 1 月 1 9 日(金)の、午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分の間でメールにて受け付けます。

また資格の有効期間が始まる令和 6 年 4 月 1 日以降においては、申請書類を随時受け付け、四半期ごとに資格を認定していく予定です。

問 3. メールでの申請ができない場合はどうすればよいですか？

答 3. メールでの提出が難しく申請書類を持参される場合は庄原市役所本庁舎 3 階総務部管財課契約係又は各支所総務室総務係へ提出してください。郵送される場合は、総務部管財課契約係宛へ送付してください。(土日等の閉庁日は書類の受付はできません。)

問 4. 申請書類の様式はどこにありますか？

答 4. 様式は、下記に用意していますので、いずれかから取得してください。

(1) 庄原市ホームページ内の

「入札・契約のページ」の「入札参加資格申請 ～物品購入・役務提供等～」に電子データを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 庄原市役所本庁舎 3 階総務部管財課契約係、各支所総務室総務係

様式の紙書類、電子データを用意しています。電子データを持ち帰られる場合は、ウイルスチェック済の USB メモリをお持ちください。

問 5. 私は個人営業ですが、申請することができますか？

答 5. 個人営業の方でも申請することができます。法人申請の場合と必要な書類が若干異なりますので、申請される場合は申請要領をよく確認してください。

問 6. 申請要領内「2. 庄原市における物品購入等の発注について」に、『入札参加等又は契約の相手方の対象とするのは、原則名簿に登録された「市内業者」とし、「市内業者」では物品の調達ができない、業務ができない（特殊な要件を含む業務等。）又は業者数が少ないなどの場合についてのみ、「市外業者」の入札参加等を認めます。』と記してありますが、庄原市外の業者は入札等への参加機会が少なくなるということでしょうか？

答 6. 庄原市においては、市内業者によって調達できるものは、極力市内業者から調達するという方針を取っています。今回登録をしていただく品目等において、市内業者によって十分入札等の競争性が確保され、適正であると庄原市が認めたものについては、市外業者を指名せず入札等を執行します。

このため、市外業者については、必然的に市内業者より参加機会が少なくなると言えますが、特殊な物品等、市内業者では調達が困難なものなどについては、市外業者の登録者を入札等の参加対象とします。

＜提出書類の内容関係＞

問 7. 申請書に電子メールアドレスやFAX番号を記す欄がありますが、メールアドレスなどがない場合はどうすればいいのでしょうか？

答 7. 電子メールアドレスやFAX番号は、これらをお持ちの場合のみ記してください。なお、電子メールアドレスについては、可能な限り個人のメールアドレスではなく、組織のメールアドレス（部、課、係等の単位）を記載してください。

問 8. 希望取扱品目等一覧表について、この一覧表にない品目や役務の提供等を取り扱っている場合は、どのように記せば良いのでしょうか？

答 8. まず一覧表に目を通していただき、その品目がどの「分類」に該当するかをご検討ください。その分類の「取扱品目番号・取扱品目名」にない場合又は判断が付かない場合は、「その他」の欄を設けていますので、そこに具体的な取扱品目名を記してください。

問 9. 希望取扱品目等一覧表の役務提供等の取扱品目について、○印をつけた業務は今後その入札等に必ず参加できることとなりますか？

答 9. ○印をつけられた業務につきましては、各社の資格者の状況もあわせて、庄原市が入札等を行う案件ごとに判断して入札等の参加者を決定します。○印をつけられた業務であっても、資格者の状況等から請負が不可能と判断した業者については、入札等の参加対象とはしません。

問 10. 提出書類の中に「庄原市税等納税調査承諾書」というものがありますが、これは何をするための書類なのでしょうか？

答 10. 庄原市が執行する入札等においては、庄原市税を滞納しておられる方は参加できないこととしており、この承諾書は、各申請者における庄原市税の納付状況を市の内部で確認させていただくために必要となります。

なお、この書類は庄原市内の業者のみ提出が必要であり、市外の業者については提出の必要は

ありません。市外業者については、実際に入札等に参加された場合にこの承諾書の提出を求めます。

問 1 1. 「消費税及び地方消費税の納税証明書」は、どの様式の種類が良いでしょうか？

答 1 1. 「未納の税額がないことの証明(その3)」の様式としてください。

また「その3の2」(申告所得税と消費税の事項を1枚にまとめた様式)や、「その3の3」(法人税と消費税の事項を1枚にまとめた様式)でもOKです。